

環境に配慮しながら，鳥獣被害から農作物を守るため，ソーラー電気柵の導入を支援します。

～令和 7 年度大崎市ソーラー電気柵等導入支援事業～

1 趣 旨

環境に配慮しながら，農作物の被害を軽減し，野生鳥獣が本来の生態を保つことができるよう，ソーラー電気柵等を活用し対策を実施することを目的とする。

2 対 象 者

市内農業者

3 補助対象経費

ソーラー電気柵等を導入する際の事業経費（税抜価格）を補助対象とします。
※国や県の補助事業を活用して整備する事業は，対象となりません。

4 補 助 率

補助対象経費の 2 分の 1 以内（千円未満切り捨て）

5 補助金上限額

10 万円 但し，補助金額は予算の範囲内となります。

6 手続きスケジュール

裏面参照

7 お申込み

農村環境整備課または各総合支所地域振興課に備え付けの申請様式に，必要事項を記入し，必要添付書類と併せ，農村環境整備課林政担当（市役所本庁舎 3 階）または，各総合支所地域振興課までお申し込みください。

※4月7日（月）から先着順（予算の範囲内）での受付になります。

8 お問合せ

大崎市産業経済部農村環境整備課 林政担当（電話 0229-23-2318）

この事業は「みやぎ環境交付金」を活用しています

『手続きスケジュール』

1 交付申請書の提出



事業を希望される方は、**4月7日(月)**から大崎市農林業振興対策事業補助金交付申請書に、事業計画書、収支予算書及び2社以上の見積書を添付し、農村環境整備課または各総合支所地域振興課に提出してください。

2 補助金の交付決定



事業計画書の内容や添付書類を確認し、補助金の交付決定通知を送付します。交付決定通知以降、事業を実施することが可能となります。

3 実績報告書の提出



事業完了後は、速やかに大崎市農林業振興対策事業補助金実績報告書に事業実績書、収支精算書及び添付書類（写真・財産管理台帳・事業収支が確認できる領収書の写し等）を添付し、農村環境整備課または各総合支所地域振興課に提出してください。

4 補助額の確定, 交付

確認検査後、補助金額を確定し、額の確定通知を送付します。その後、請求書を提出いただき、補助金の交付となります。